公立大学の授業料減免事業の概要

【意義】経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

（公立大学における授業料減免の取扱い）

○ 公立大学における国からの授業料減免措置については、地方財政措置を通じて支援を実施。

○ 地方交付税の算定にあたり、授業料収入の１１．５％分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。

○ 全ての公立大学において授業料減免制度が設けられているが、実施の具体的方法については、各大学の規定、基準等に基づいて判断、実施。

《平成24年度実績》

実 績 額：約３５億円（うち震災関連　約３．２億円）
免 除 者 数：約１．１万人（うち震災関連　約９８０人）
１人当たり平均免除額：約３１万９千円
（※平成24年度における授業料減免の実績額を免除者数で除した金額）

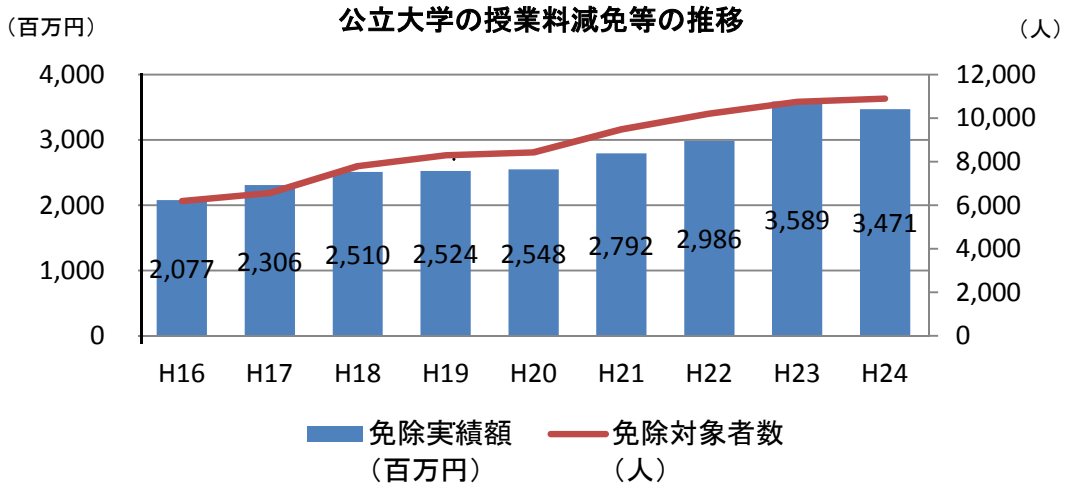

《公立大学の授業料減免の基準例》

○ 各公立大学法人及び自治体がそれぞれ独自に規定しているが、おおむね、生活扶助基準、日本学生支援機構の審査基準、国立大学の免除基準等を準用している場合や、これらを総合的に活用して真に措置が必要なものを判断している場合が多い。

（A大学の例）

① 一定の家計基準（「授業料免除選考基準の運用について」（平成13年文部科学省高等教育局長通知））を満たす。

② 一定の成績基準（成績評価係数（GPA）（※）が原則2.1以上、単位数、特別の理由無く留年していないこと）を満たす。

（※）成績評価係数＝（優の単位数×３＋良の単位数×２＋可の単位数×１）／総修得単位数

③ 奨学金を受給していること。

→ これらすべてに該当している者に対して（予算の範囲内で）免除。

（B大学の例）

○ 各学部・研究科から推薦された成績優秀者で、一定の家計（日本学生支援機構の審査基準を準用し困窮度を決定）を満たす場合、全額免除。

○ また、各学部・研究科から推薦された成績優秀者で全額免除を受けられなかった者のうち、経済的困窮度合いが高い者から順に、授業料免除実施可能額の範囲内で、半額免除。